



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://isite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

## Press Release

令和8年3月27日

宮城労働局職業安定部職業対策課

課長 佐藤 勝

地方障害者雇用担当官 伊吹 健太郎

(直通電話) 022(299)8062

### 令和7年度 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく 県内の市町村等の機関への適正実施勧告の実施について

○市町村等の機関については、障害者の雇用の促進等に関する法律において、雇用状況に改善が見られない場合、適正実施を勧告できることになっており、令和7年度においては、4機関に対して適正実施を勧告しました。

#### 〈市町村等の機関への適正実施勧告〉

市町村等の機関については、令和6年6月1日現在で法定雇用率を達成できておらず、令和7年1月1日を始期とし令和7年12月31日を終期とする障害者採用計画を作成した19機関に対して、法定雇用率の達成に向けた指導を行った結果、4機関において一定の改善が見られなかったため、適正実施勧告を行いました。

#### 〈参考〉

障害者の雇用の促進等に関する法律では、障害者の雇用の促進するため、国及び地方公共団体の任命権者に対し、法定雇用率以上の障害者の雇用の義務付けています。

法定雇用率を達成していない機関は、障害者採用計画を作成しなければならない（第38条第1項）ほか、厚生労働大臣は特に必要があると認めるときは、当該機関の任命権者に対して、障害者採用計画の適正な実施に関し、勧告（適正実施勧告）することができることとなっています（第39条第2項）。

## 市町村等の機関に対する指導の結果

雇用義務を達成した機関	8 機関
職員数が 36.0 人を下回り対象外となった機関	1 機関
特例認定(※)により対象外となった機関	2 機関
障害者採用計画の実施率が 50%以上である機関	4 機関
計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の 6 月 1 日現在における実雇用率を上回っている機関	
適正実施勧告の対象となった機関	4 機関
合 計	19 機関

※特例認定とは、地方機関A（例：首長部局）及び関係の深い地方機関B（例：教育委員会等）の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合に、地方機関Bに勤務する職員を地方機関Aに勤務する職員とみなすものである。

※適正実施勧告の対象となった4機関、障害者採用計画の実施率が50%以上である機関及び計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の6月1日現在における実雇用率を上回っている機関に対しては、引き続き法定雇用率の達成に向けて指導を実施

### 【適正実施勧告の対象となった機関】

- ・ 大崎市
- ・ 大河原町
- ・ 柴田町
- ・ 気仙沼病院事業

計 4 機関

## 市町村等の機関に対する雇用率達成指導の流れ図

(厚生労働大臣が指定する教育委員会を除く)

令和6年6月1日

法定雇用率未達成



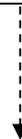
令和7年1月1日

障害者採用計画の作成・実施  
(1年間の計画)



令和7年12月31日

障害者採用計画の期間満了



令和8年3月

適正実施勧告

〔計画の終期において  
基準(※)に該当する場合〕

### (※) 適正実施勧告の発出基準

適正実施勧告の発出は、次のいずれかの基準に該当する場合に行う。

- ①障害者採用計画の実施率が50%未満であること。
- ②計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の6月1日現在における実雇用率を上回っていないこと。